

JD 共済

No.57

発行日 平成30年1月11日

〒939-8072 富山県富山市堀川町278
ジェイ・ディ共済協同組合

TEL.076-421-2221 (大代表)
FAX.076-425-9561
URL <http://www.jd-kyosai.com>
E-mail info@jd-kyosai.com

平成30年

謹賀新年

環境の変化を
躍進力に活かす

新年のごあいさつ

年頭にあたり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

関係者の皆様には、旧年中に賜りました本組合へのご支援とご協力に対しまして、心より感謝を申し上げます。

本組合は、昨年、おかげをもちまして、設立20周年を迎えましたが、それを通過点として、新たな20年に向かって、今後も盤石な体制で邁進してまいります。

本年も、引き続き何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、様々な業界で「人手不足の問題」が取りあげられた一年でありました。宅急便業界では人手不足により運賃の値上げが行われ、また、全産業において生産性を向上させるために、政府主導で『働き方改革』の取り組みがスタートしました。

運転代行業界においても、この「人手不足の問題」に直面しており、「ドライバーの高齢化の問題」とあわせて深刻化しています。

しかし、このような業界状況であっても、着実に繁栄している組合員様は数多くいます。また、同じように、ドライバー不足と言われているタクシーやトラック業界においても、この課題を試行錯誤しながら乗り越えている会社は数多くあります。そして、このような会社の経営者には次のような共通点があると考えます。

「①並々ならぬ強い信念を持って仕事に取り組んでいる」「②先を見据えて行動し、先手を打っている」「③壁にぶちあたったとしても決して逃げずに、考えに考え抜き、知恵を出して、強い意志で乗り越えている」「④社員が、誇りとやりがいを持って仕事に取り組める組織づくりを行っている」「⑤お客様満足度だけでなく、社員満足度も高める努力をしている」

重要なのは、「自分たちが属している運転代行業界を、今後どのようにしたいのか」、「3年後に、自社をどのようにしたいのか」というビジョンと、それらを達成するためのシナリオを明確にして、先手を打って行動していくことだと思います。万一、シナリオどおりにいかなかったとしても、その時にまた原因を究明し、軌道修正すればよいのではないのでしょうか。シナリオどおりにならないことは、決して失敗ではありません。あきらめて行動しないことこそが、大きな失敗なのです。

皆さんは、「1.01と0.99の法則」の話をご存じでしょうか？



理事長 丹澤忠義



平成30年 正月

【1.01の法則】 $1.01^{365} = 37.8$

「毎日1%でも、前の日より前進できるように、こつこつと努力を続けていると、1年後には大きな成果を得られる」という法則

【0.99の法則】 $0.99^{365} = 0.03$

逆に、「毎日ちょっとでも手を抜き続けていると、1年後には力が激減してしまう」という法則

当たり前のことですが、事業を発展させていくには、日々の『たゆまぬ努力』が必要不可欠です。この「1.01と0.99の法則」の話を時々思い出していただき、組合員の皆様にとりまして、本年もさらなる飛躍の一年となりますよう、お祈りしています。

■本組合の取り組みについて

2年前に、損害保険ジャパン日本興亜株式会社様の取扱代理店として「JD保険部」を立ち上げ、改正標準約款に追記された『随伴車の自動車保険加入』を、本組合においても対応できる体制を整えました。契約状況によっては、組合員様にメリットがある「集団扱い」を適用させていただくこととあわせて、「随伴車が客車に追突した場合も補償します」という手厚い内容にご共感いただき、切り替えられる組合員様が着実に増えています。今年も、組合員様へのサービスの一環として、引き続きお役に立てるよう精進してまいります。

また、本組合では、万が一の事故時の補償サービスはもちろんのこと、従来より、「組合員様が事故を起こさないための様々なサポート」を行っています。2011年6月からホームページに掲載してきました「事故防止コーナー」での『事故実例を踏まえた、事故を未然に防ぐアドバイス』が、昨年末で280例を超えました。

多くの組合員様がこの事故防止コーナーをご覧になっておられ、「とても参考になるので、更新をこまめにチェックして、必ず見ている」「毎月、このコーナーのアドバイスを従事者に伝え、事故防止の意識を高めて、無事故を続けている」というお言葉もいただいています。

無事故を継続することは、間違いなく事業経営にプラスになります。事故をなくすことは、「事故防止 → 経費削減 → 利益増大 → 有利な営業展開 → 売上アップ」という好循環を生み出します。

運転代行業は、『お客様の大切な命と車を預かる仕事』であることを、今一度心に刻んでいただき、今年も事故防止対策に継続して取り組まれることを願っています。

(P.5もあわせてご覧ください)



■「条例による最低利用料金の設定」等の運転代行業界の動きについて

運転代行利用者の保護をより一層進めることを目的として、都道府県が運転代行業への指導監督を強化するため、昨年10月に、国土交通省が運転代行業における権限移譲の方針を固め、次の2つのことが、2018年度中に各都道府県に通知され、各地方自治体において条例化が検討される予定です。

(P.3もあわせてご覧ください)

- (1) 「運転代行の最低利用料金の設定」を、都道府県条例で定められるようになります。これにより、ダンピング業者を排除し、業界の健全化を一気に進めることができるようになります。代行業者の皆さんにとっては好機と言えます。人件費に社会保険料・労働保険料・消費税などの経費を加算し、これに必要利益を加味した適正料金での営業を行うことにより、事業を着実に継続していく環境づくりを行うことができます。
- (2) 「損害賠償責任保険（共済）の加入報告義務」が、各都道府県へ権限移譲されます。代行利用者が万が一の事故時に不利益を被らないよう、損害賠償責任保険（共済）を中途解約した代行業者や、保険料（共済掛金）を滞納している代行業者が、いわゆる無保険状態で営業しないように、各都道府県によって監督が強化されます。

運転代行業は、飲酒運転根絶の担い手として、地域において「無くてはならない交通サービス」であり、その根本にあるのは、『利用者保護』と『交通安全』です。代行業者の皆さんにとっては、今年から来年にかけて、大きな業界の変化を迎えることとなります。この変化を受け身で捉えるのではなく、ぜひ、業界と自社がさらに発展できる機会と考えて、腰を据えて行動していただければと願っています。



いよいよ運転代行業に最低料金導入の方針が決定!!

(JDつうしん56号資料にて既報)

御殿場で最低料金の見直しが行われました

昨年10月に開催された政府の地方分権改革有識者会議で、静岡県最低料金に関する提案が検討されたもので、茨城県と滋賀県からも追って同様の要望が出されました。条例で設定が可能なため法改正はせず、閣議決定ののち、来年度中には、技術的助言として国土交通省から各都道府県に通知される見通しです。この動きに先駆けて、静岡県御殿場地区では、昨年7月の「御殿場運転代行連絡会発足式」開催をきっかけに、御殿場運転代行業組合加盟の組合員が地域の適正料金化に向けた話し合いを重ね、うち9社が11月1日から11月末までに、地域の下限を考慮した適正料金を順次導入しました。

しかし、ここに至るまで容易には運びませんでした。9社の統一料金表を作成してチラシに掲載し、料金改定の事前告知用ポスターもすでに配布し終わり、導入を目前にした10月、匿名で公正取引委員会中部事務所に寄せられた情報により、同事務所から「企業カルテルに該当する。罰金の対象になる可能性もある。」と厳しい通知を受けたのです。このため、配布したポスターは回収、9社連名で統一料金表を掲載して準備したたくさんのチラシも、全て廃棄処分となりました。御殿場地区の代行料金の相場は、どの事業者も多少の差こそあれ、事業として利益を計上して十分に成り立つ料金設定には遠く及ばず、今回の料金改定を振り出しに戻すわけにはいきませんでした。そこで各組合員が、足を引っ張り合う商売敵ではなく「仲間」として、「自由競争の中で、いかに公共交通機関としての社会的地位を高めていくか」を改めて話し合い、再度必要経費を計算したうえで、それぞれ各事業者ごとの適正料金表のチラシを作り直し、組合として告知用ポスターも全て作り直しました。このような苦労を全員で一致団結し、乗り越えて今に至っています。

また、組合員の一人は、このことをきっかけに「話し合うことで地域の業者間のまとまりも良くなった気がする」と連携するメリットを強調されます。確かに、統一料金表はカルテルを指摘される恐れがあります。しかし、納税や地域別最低賃金の順守ほか、運転代行に係る経費を正しく積み上げていけば、おのずと地域の下限料金は見えてくるものです。そのうえで各事業者が初乗りや加算基準について、それぞれの事業方針にのっとり、良い人材を確保できる「事業として成り立つ算出根拠」を考えていけば、それは、カルテルではない「自社の適正料金」と胸を張って言えるのではないのでしょうか。

— 何のために運転代行業を営むのか? —
次ページの記事でも詳しく触れますが、JD共済には料金に関する声が多数寄せられます。しかし、残念ながらJD共済が各地域の料金問題に介入することは出来ません。前述の会議でほかに要望が出された2県だけでなく、全国それぞれの地域の全事業者が、経営者として経営が成り立つ料金がいくらなのか、「同じ土俵で見直す」ことが必要なのです。地域の飲酒運転根絶の担い手として、無くてはならない大切な存在であっても、運転代行は慈善事業ではありません。事業として利益が出て経営が成り立ってこそ、その社会的貢献の役割が果たせます。御殿場地区の皆さんがおっしゃるように、「商売敵ではなく「仲間」として、適正料金の範囲で最低料金をお考えいただくことが、利用者の方への一番のサービス、「安心・安全の提供」につながり、利益として結果に表れてくるものです。

※取材先、画像提供：御殿場運転代行業組合 高瀬朋宏会長（運転代行レインボー代表）



アンケート 組合員の声・運転代行業者の声

昨年11月5日に行われた滋賀県運転代行講習会の席で、「運転代行業者アンケート」が実施されました。公益社団法人全国運転代行協会(TEL.03-3668-2788以下「協会」)が、業界の現状を把握し、問題点を業界として行政に具申するための調査として行ったもので、講習会参加者全員が回答しました。全国で多少の地域差はあるものの、不適正な稼働について問題視されている点は、AB間輸送(白タク行為)、表示義務違反、無届稼働(間引き⇒無補償の疑い)など、概ねどこも同じようです。また、要望として一番多いのが、地域別最低料金の導入、次いで認定要件の見直し(下限保有台数3台を含む)、指導・取締強化と続きます。これとは別に、JD共済が組合員を対象に実施し、多くの方がご回答くださる「契約更新前アンケート」や日々の業務のやり取りの中でも、運転代行業者の現状に関する様々な声をお聞かせいただきます。他地域の代行料金の実情や、人手不足の解消法、求人方法、利用者へのサービス内容、営業の工夫など、組合員の皆様の取り組みについて知りたい、というご相談から、地域の不適正営業の事業者情報、行政への指導取締り強化の要望など、多くの声が寄せられており、JD共済から業界団体の協会へ情報提供を行っています。しかしながら、個別の

要望では、現状を変えるだけの大きな力にはなりませんので、地域事業者が一致団結し、まとまった要望を直接協会へ伝えられるのが、事業者の皆様にとってより良い方法だと思います。これまでも、「不適正・違法営業の業者を何とかしてほしい」という切実な声に応え、このような事業者を排除するために、協会と行政が連携して実施する「通報制度」が、トライアルとして昨年スタートし、今年はさらに地域を増やして8ヶ所で実施予定です。行政に具体的な情報を伝えても、同業の個人や一事業者の意見ではなかなか取り上げてもらえない、という意見も伺います。この状況を解決するためには、ひとり・一社ではなく、やはり地域で連携して行動を起こすこと、業界としての意見集約が必要です。ただ現状の不満を口にし、「誰かに何とかしてほしい」という他人任せの前に、自らが行動を起こさなければ現状は何も変わりません！変えられません！組合員の皆様が行動を起こし、悩みや要望を解決するために、業界団体である協会への参加をお勧めします。まずは協会へお問い合わせください。

運転代行業界に関する組合員の声をご紹介します(一部抜粋)



《JD共済に寄せられる声》

- ・従業員教育について苦労している
- ・具体的な事故防止策が知りたい
- ・良いドライバー確保の成功例が知りたい
- ・他社の求人条件を知りたい
- ・他社の営業の工夫を知りたい
- ・他社のサービスを参考にしたい
- ・他地域(全国)の料金(相場)を知りたい
- ・代行用備品業者を紹介してほしい(無線、料金メーターなど)
- ・低料金を何とかしてほしい
- ・もぐり業者がいる
- ・表示をしていない車が多い
- ・行政の立ち入りを強化してほしい
- ・違法業者を取り締まってほしい
- ・反社会的勢力の人間がいる

《滋賀県で実施された協会アンケートの設問》

- ・事務所設置の有無
- ・営業用電話の種類(固定・携帯)
- ・配車手配の手段
- ・駐車場の有無
- ・事業規模
- ・ドライバーについて
- ・給与体系
- ・人材確保について
- ・最低賃金と納税、労働保険について
- ・従業員の服装
- ・料金算定方式と計算方式
- ・走行距離と売上
- ・料金の定め方
- ・地域の違法業者について
- ・法律の見直しについて(要望項目)

通報制度の詳細や、各設問の具体的内容と回答については、直接協会へお問い合わせください。



公益社団法人全国運転代行協会
〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町9-7 兜町第一ビル
TEL: 03-3668-2788/FAX: 03-3668-2789

事故を未然に防ぐためのワンポイントアドバイス (vol.13)

今回は、冬季の凍結道路で発生した事故事例を掲載します。従業員の皆様の安全教育の際にご活用ください。

冬季の運転は路面に注意

ケース【事故発生時刻】午後10時頃
【損害額】約23万円



このような事故を起すため

事故防止の対策

このケースは、晴天時の夜間には放射冷却で気温が下がり、昼間雪が解けて濡れた路面が凍ることを想定せず、しかも、減速しないままカーブに進入してハンドルを切ったため、スリップして前方の雪の山に衝突したものです。特に凍結しやすい場所は、橋やトンネル、切り通しなど、風の通りの良いところです。晴天時は視界も良いため、つい夜間の走行を安易に考えがちですが、日中晴天だと、その夜は、一見路面が乾いているように見えます。「ブラックアイスバーン」が起こりやすくなります。凍結に限らず、特に冬季の走行は悪条件が重なりやすくなりますので、不測の事態に慌てず対応できるように、いつもより減速を心掛けましょう。同じ経路でも、冬季はいつもより到着に時間が掛かり、焦る気持ちが増しますが、焦って事故を起こせば元も子もありません。安全運転に徹し、お客様の信頼に応えられる走行にお努めください。



JD共済ホームページのご案内

組合員の皆様からいただくアンケートの回答には、「事故の実例とその防止策を教えてください」「ほかの事業者の活動が知りたい」「もっと法律の改正や業界の動きを知りたい」など、多くのご要望が寄せられます。そこで改めて、JD共済の「ホームページ」をご案内いたします。ぜひアクセスしてみてください。

JD共済 検索

交通事故防止コーナー をクリック!

JD共済が扱った事故の実例をもとに、事故原因と防止策のポイントを紹介しています。従業員の皆さんと共有して、事故減らしの参考にしてください。

◆ 新着情報 記事の購読 一覧表示

代行業界の動きや法改正、また公益社団法人全国運転代行協会のイベント参加情報や、講習会などの活動内容、業界と行政の連携など、JD共済に届いたあらゆる情報を、タイムリーに更新しています。

◆ 知っ得!!お役立ち情報 一覧表示

「運転代行業を営むうえで忘れてはいけない情報」や、知っていればさらにお得な情報を紹介しています。だから「知っ得!!」

◆ 組合員の方へ

各種お手続きはFAXのやりとりだけでなく、「登録内容(従事者・随伴車・住所等)の変更や事故受付」の様式のほか、代行利用促進ツール申込書、事故防止DVD申込書、リンク・バナー申込書など、全てホームページからダウンロードして、いつでも必要なときにお使いいただけます。各種届出書類ダウンロード 入力 メールに添付して送信でOK。

◆ SDDプロジェクトについて

JD共済が、飲酒運転根絶と代行利用促進のために参加している「SDDプロジェクト」と、主催する「SDD全国子ども書道コンクール」について詳しく説明しています。

「明治150年」に向けた取り組みについて

平成30年(2018年)は、明治元年(1868年)から起算して150年の年となります。政府は、明治以降の歩みを次世代に遺すことや、明治の精神に学び、日本の強みを再認識するために、「明治150年」に関連する施策に積極的に取り組んでいます。施策の基本的な考え方は以下のとおりです。



なお、詳細は、政府広報 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/meiji150/portal/>) をご確認ください。

平成30年(2018年)は、明治元年(1868年)から起算して満150年に当たります。明治以降、近代国民国家への第一歩を踏み出した日本は、多岐にわたる近代化への取組を行い、国の基本的な形を築き上げていきました。また、多くの若者や女性等が海外に留学して知識を吸収し、外国人から学んだ知識を活かしつつ、単なる西洋の真似ではない、日本の良さや伝統を活かした技術や文化も生み出されました。一方で、昨今に目を向ければ、人口減少社会の到来や世界経済の不透明感の高まりなど激動の時代を迎え、近代化に向けた困難に直面していた明治期と重なっており、「明治150年」を節目として、改めて明治期を振り返り、将来につなげていくことは、意義のあることだと考えています。

こうした中、政府では、内閣官房副長官を議長とする「明治150年」関連施策各府省連絡会議を設け、政府一体となって「明治150年」関連施策を推進しているところです。

「明治150年」関連施策は、大きく3つの柱で推進しています。一つ目は、「明治以降の歩みを次世代に遺す施策」です。デジタルアーカイブ化の推進などにより、明治期の歴史的遺産や明治以降の歩みを未来に遺し、特に次世代を担う若者にこれからの日本を考えてもらう契機としようとするものです。二つ目は、「明治の精神に学び、さらに飛躍する国へ向けた施策」です。例えば、明治期には様々な人物が各方面で活躍されてきましたが、時間とともにその記憶が薄れて、一部にしか知られていない方も多いのではないのでしょうか。「明治150年」を機に、これらを改めて知る機会を設け、明治期に生きた人々のよりどころとなった精神を捉えることにより、日本の技術や文化といった強みを再認識し、現代に活かすことで、日本の更なる発展を目指す基礎にしようとするものです。三つ目は、「明治150年に向けた機運を高めていく施策」です。内閣官房のホームページなどを通じて情報提供を行うほか、関連する施策や取組に広くお使いいただけるよう、平成29年8月にロゴマークを決定したところです。

「明治150年」関連施策は、明治維新の時期のみを対象とする取組ではありません。維新の時期も含め、明治期全般の様々な取組や人々の活躍などを対象としたものです。今後とも、国だけでなく、地方公共団体や民間も含めて、日本各地で、「明治150年」に関連する多様な取組が推進されるよう、「明治150年」に向けた機運の醸成に努め、広報を中心とした支援を行ってまいります。

【内閣官房「明治150年」関連施策推進室】



冬場の体調管理について この時期の業務で、季節要因による事故の防止とともに気を配らなければならないのが、従事者の体調管理です。冬は「風邪」や「インフルエンザ」が流行します。どちらも、咳やくしゃみなどによる『飛沫感染』と、ウイルスがついた手で口や鼻に触れることによる『接触感染』が主な感染原因です。車内の閉鎖的な空間で従事する運転代行は、お客様とドライバーのどちらにも感染が起りやすい環境といえます。接客マナーとして、『飛沫感染』の対策に、まずは「乗務時にはマスクをすること」を心掛け、マスクをしていても、咳やくしゃみをするときは「お客様のいない方を向く」配慮も必要です。できればお客様に、降車時に車内の空気の入替えを提案するのも良いかもしれません。(その際窓の閉め忘れの無いように!!)『接触感染』の対策としては、「手指の消毒をすること」と、「客車に直に触れないこと」も心掛けましょう。お客様の車を預かるマナーとして白手袋をすることは、感染リスクの低減に効果的ですし、お客様の車を大切に扱っているという、「イメージアップ」にもつながります。まずは、罹患しないように普段から十分な休息とバランスのとれた食事をとることが大切です。それでも体調を崩してしまったドライバーには、無理をさせずに休んでもらいましょう。運転中に高熱が出て、頭痛や関節痛や、めまいがしたら大変です。「安心・安全」を提供する運転代行業務が、ドライバーの体調不良で事故を起こしては、質の良いサービス業とは言えません。安全運転管理者、そして事業主である組合員の皆様は、ご自身も含めて、いつにも増してドライバーの体調管理に気を付けてください。



いろいろ

昨年は、JD共済が二十歳を迎えた記念すべき年でした。そして今年は、記事にあるとおり、いよいよ「運転代行の最低料金」の徹底が実現しそうです。運転代行が業として認められた「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」施行から16年。ようやく、業界が待ち望んだ適正料金化に向けて確実に動き始めました。最低料金の導入は、長年の業界の蓄積疲労の原因であった「根拠のない低料金」によって、安全を二の次にした稼働状況や、法律に逆行したような労働環境の悪化による、良い人材の慢性的不足の解消に、カンフル剤として期待が高まります。どんな業界でも、業が業として成り立ち、儲からなければ商売とは言えません。飲酒運転根絶の担い手という社会貢献度の高い運転代行業が、これを機に、より地域に必要とされ活躍・発展されることを切に願います。JD共済もまた新たな20年に向け、皆様と共にある共済として精進いたします。本年もどうぞよろしくお願いいたします。